

様式第3号（要綱第8条関係）

【記入例】

送付封筒宛名シール下段の番号を記入

事業所番号 R05-12345

使用中のPCB製品の使用状況報告書

令和6年6月20日

東京都知事 殿

・本社所在地を記入・印は不要

報告者

住所 千代田区丸の内3-5-1
氏名 東京〇〇工業㈱ 代表取締役 東京太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-△△△△-0000

※押印は不要です

使用場所が2箇所の場合は別々の届出になります。

東京都PCB適正管理指導要綱第8条の規定に基づき、前年度の3月31日における使用中のPCB製品の使用状況について、次のとおり報告します。

使用事業場の名称	東京〇〇工業㈱新宿事業所	電話	03-0000-△△△△	管理責任者	所属	東京〇〇工業㈱ 新宿事業所総務課
使用事業場の所在地	〒160-0023 新宿区西新宿2-8-1	(連絡先)	氏名	東京二郎		
来年度以降の書類送付先	〒160-0023 住所 新宿区西新宿2-8-1	名称	東京〇〇工業㈱新宿事業所			

PCB製品の使用状況（高圧コンデンサ、高圧トランス、蛍光灯安定器、その他）

番号	機器名	製造業者名	型式 (製造番号)	表示記号等	定格・数量	製造年月 (西暦)	濃度区分	保管予定 (廃棄予定)	処分業者との調整状況	使用場所	参考事項 (PCB濃度を記入)
1	コンデンサ (3kg 以上)	〇〇電機㈱	KL-1 (E0111)	不燃性油	50kVA × 1台	1968	高濃度 低濃度	R06年8月	JESCO登録済み	電気室	
2	蛍光灯用安定器	△△電工㈱	FR1-123W2	-	40W2灯用 × 10個	1970	高濃度 低濃度	R06年8月	JESCO登録済み	4階倉庫	
3	変圧器 (微量)	〇〇電機㈱	SS-w (ST0111)	-	100kVA × 1台	1980	高濃度 低濃度	R07年3月	調整中	屋上キービル	1.7mg/kg
4					×						
5											
6											
7											

コンデンサーのみ、大型(3kg 以上)、小型(3kg 未満)の区分を記入してください。

濃度区分を選択

使用終了予定を記入してください。

微量PCBの場合は、PCB濃度を記入

高濃度のPCB変圧器・コンデンサーのみ記入してください。

* 「機器名」欄には、次頁のコード表を参照の上、名称を記入してください。多数の種類のある場合は、別葉に一覧表を作成の上、本報告書に添付してください。

* 同一事業場において、使用中のPCB製品のほかに保管中のPCB廃棄物がある場合は、本報告書ではなく、PCB特別措置法第8条の規定に基づく届出書「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況届出書（保管事業者用）（様式第一号（一））」を提出してください。

「機器名」欄には、種類の例示等を参照の上、名称を記入してください。

使用電気機器の種類	種類の例示等	使用電気機器の種類	種類の例示等
1 変圧器（トランス）	高圧変圧器、特別高圧トランス	9 サージアブソーバー	サージアブソーバー、雷吸収用コンデンサー
2 柱上変圧器（柱上トランス）	微量PCB混入柱上変圧器	10 蛍光灯用安定器	照明用安定器、安定器
3 計器用変成器	計器用変成器、変成器、変流器、計器用変圧器、PT	11 水銀灯用安定器	水銀灯用の安定器
4 リアクトル	電流の位相調整に使用する機器で、銘板等によりリアクトルと判別出来る機器	12 ナトリウム灯用安定器	ナトリウム灯安定器、低圧ナトリウム灯器具
5 放電コイル	銘板等で放電コイルと判別出来る機器、放電コイル、放電用輪線	13 安定器（用途不明）	用途不明の安定器
6 整流器	交流を直流に変える機器で、銘板等により整流器と判別できる機器	14 ネオン変圧器（ネオントランス）	ネオンサイン用のトランス
7 コンデンサー（3kg 以上）	高圧コンデンサー、低圧蓄電器	15 その他電気機械器具	上記のいずれにも該当しない機器。（ ）内に具体的に記述してください。
8 コンデンサー（3kg 未満）	小型コンデンサー	16 OF ケーブル	地中送電ケーブル、電力ケーブル

(注1) コンデンサーの小型機器と大型機器の区分

高濃度PCBのコンデンサーは、小型（3kg 未満）と大型（3kg 以上）の区分を廃棄物の種類の後に記載してください。

(注2) 濃度区分について

PCB含有電気機器は、高濃度PCB電気機器と、微量（低濃度）PCB電気機器に分類されます。

- ・**高濃度PCB電気機器**…絶縁油にPCBが使用されたもの。電気機器の筐体に取り付けられた銘板情報から製造業者に確認して判別することが可能です。
- ・**微量（低濃度）PCB電気機器**…絶縁油にPCBが使用されていないはずの機器に微量のPCBが混入しているもの。高濃度PCB電気機器に該当しないことが明らかで、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超える場合は、微量PCB含有機器に該当します。